

## 千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペースの利用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペース（以下「展示スペース」という。）の市民等の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 展示スペースを利用できる者は、千曲市民及び千曲市内で活動する個人又は団体（以下「市民等」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の場所)

第3条 展示スペースは、千曲市庁舎ギャラリー及びマルチルームの壁面とする。ただし、市長が適当と認めるときは、展示パネル及び展示用机等の利用も可能とする。

2 利用の許可範囲は展示スペースのみとし、利用許可期間と並行してギャラリー及びマルチルームにて別に事業が実施される場合がある。

名称	位置	大きさ
ギャラリー展示スペース	南西壁面	縦 298cm×横 160cm
	中央壁面	縦 298cm×横 970cm
	南東壁面	縦 298cm×横 400cm
マルチルーム展示スペース	西側壁面	縦 298cm×横 460cm
	南側壁面	縦 298cm×横 840cm
	東側壁面	縦 298cm×横 440cm

(展示内容)

第4条 展示スペースに展示できるものは、市民等の文化的な活動による作品や公益性のある物品とする。

(利用日及び時間)

第5条 展示スペースの利用日及び時間は、1月4日から12月28日までの午前8時から午後10時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用期間)

第6条 利用期間は、1回当たり20日間までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用回数)

第7条 利用できる回数は、1人(1団体)につき年1回までとする。ただし、

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第8条 展示スペースを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用開始日の2週間前までに千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペース利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第9条 市長は、前条の申請書を受理し、利用を許可するときは千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペース利用許可通知書（様式第2号）により、不相当と認めたときは千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペース利用不許可通知書（様式第3号）により、利用の適否を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用許可に当たり、展示スペースの管理運営上必要な条件を付すことができる。

(許可の基準)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示スペースの利用を許可しないものとする。

- (1) 政治的、思想的又は宗教的な活動を目的とする利用であると認めるとき。
- (2) 特定の個人は又は企業の活動を支援する等、行政の中立性を阻害するものであるとき。
- (3) 営利を目的とする利用又は特定の営利事業を支援するための利用であると認めるとき。
- (4) 公序良俗に反する恐れがあると認めるとき。
- (5) 暴力排除の趣旨に反する恐れがあると認めるとき。
- (6) その利用が施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設管理上、市が必要とするとき。

(利用の停止等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の停止又は利用許可の取消し（以下「利用の停止等」という。）をすることができる。この場合において、利用者に生じた損害に対しては、市長はその責めを負わない。

- (1) この内規に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 市庁舎ギャラリー及びマルチルームを公用で使用する必要があるとき。
- (4) 管理運営上、市が必要とするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

(設備)

第 12 条 展示スペースには、次の備品類を設置するものとする。

- (1) ピクチャーレール
  - (2) フック
  - (3) 展示ワイヤー
- (利用料)

第 13 条 展示スペース及び前条の設備に係る利用料は無料とする。

(遵守事項)

第 14 条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示に伴う搬入、設置及び搬出は全て利用者にて行うこととし、他の来庁者の迷惑とならないよう注意して行うこと。
- (2) 展示の際は、壁面等に作品や張り紙を直接貼り付けないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこととし、市庁舎の管理運営に支障をきたすような行為はしないこと。

(展示物の管理)

第 15 条 展示物の管理は利用者が行い、盗難及び破損について、市長は一切その責を負わないものとする。

(原状回復の義務)

第 16 条 利用者はその利用を終了したとき又は第 11 条の規定により利用の停止等の処分を受けたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第 17 条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、市長の指示に従い、これを弁償し、又は原状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペース利用許可申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

次のとおり利用許可を申請します。

申請者	住所				
	氏名				
	電話番号				
展示タイトル					
利用目的					
利用施設名		ガallery展示スペース      マルチルーム展示スペース ※希望する施設を○で囲んでください			
利用期間		年 月 日から 年 月 日 ※最長 20 日間まで			
展示内容	展示物名				
	展示物品数				
利用備品		フック	個	ワイヤー	本

※以下、管理者使用欄

年 月 日					
別添利用許可書により許可してよろしいでしょうか。					
係	係長	課長	部長	副市長	市長

様式第2号（第9条関係）

千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペース利用許可通知書

年 月 日

様

次のとおり利用を許可します。

展示タイトル			
利用目的			
利用施設名		ギャラリー展示スペース      マルチルーム展示スペース	
利用期間		年 月 日から      年 月 日	
展示内容	展示物名		
	展示物品数		
利用備品		フック      個	ワイヤー      本
利用条件			

様式第3号（第9条関係）

千曲市庁舎ギャラリー・マルチルーム展示スペース利用不許可通知書

年 月 日

様

次のとおり不許可としましたので通知します。

展示タイトル	
利用目的	
利用施設名	ギャラリー展示スペース      マルチルーム展示スペース
利用期間	年 月 日から      年 月 日
不許可の理由	